

# 商品概要説明書

## スーパー定期貯金（復活！「皆貯金」定期貯金）

（令和6年11月1日現在）

商品名	・スーパー定期貯金＜単利型＞（復活！「皆貯金」定期貯金）
ご利用いただける方	・個人
期間	・定型方式 6か月 自動継続での取扱いとなります。（元利金継続）
預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額	・一括預入（通帳式定期貯金） ・1契約あたり20万円以上1,000万円未満（1円単位）
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利息 （1）適用金利 （2）計算方法 （3）税金 （4）金利情報の入手方法	・預入時における所定の約定利率を初回満期日まで適用します。但し、この定期貯金の自動継続後の利率は、自動継続時の期間6か月のスーパー定期貯金の店頭表示金利を当該満期日まで適用します。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算をします。 ・20%（国税15%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間は、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の分離課税となります。 ・自動継続時の金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
手数料	—
付加できる特約事項	・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ・6か月未満 解約日における普通貯金の利率
貯金保険制度 （公的制度）	・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合支所または業務部（電話：072-278-3500）あるいはリスク管理統括部コンプライアンス課（電話：072-278-3633）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合コンプライアンス課またはJAバンク相談所にお申し出ください。 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）（※） そのほか、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、京都弁護士会、兵庫県弁護士会（詳しくは上記当組合コンプライアンス課にお問い合わせください。） 公益社団法人 民間総合調停センター（大阪府）（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。） ※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下

	<p>「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</li> <li>・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。</li> </ul> <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取扱期間は、令和6年11月1日（金）から令和6年12月30日（月）の期間のみとなります。</li> <li>・ATMでの預入はできません。</li> <li>・通帳式定期貯金のみのお取扱いとなります。 （総合口座通帳への定期貯金は不可。）</li> </ul>

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA堺市